

P T A規約改定

(改定前) 第六章 役員選考委員会

- 第18条 役員選考委員会は次のとおりとする。
3. 会員の委員管理、アンケートの企画・集計を行う。

(改定後) 第六章 役員選考

- 第18条 役員選考は次のとおりとする。
3. 役員選考委員会は、会員の管理、アンケートの企画・集計を行う。

(改定前) 第23条 本会運営のために次の機関をおく。

1. 役員会
2. 小委員会
3. 運営委員会
4. 事務局
5. 学級学年活動委員会
6. 広報委員会
7. 校外活動委員会
8. 庶務委員会
9. 役員選考委員会

(改定後) 第23条 書面表決にて定期総会を開催する場合は、総会資料を全会員に開示し過半数の承認を得たものを可決とする。

(改定前) 第24条 役員会・小委員会は運営委員会に諮る内容について審議する。

(改定後) 第24条 本会運営のために次の機関をおく。

1. 役員会
2. 運営委員会
3. 事務局
4. 学級学年活動委員会
5. 広報委員会
6. 校外活動委員会
7. 庶務委員会
8. 役員選考委員会

(改定前) 第25条 小委員会は役員と各委員会の委員長・副委員長によって構成される。

1. 小委員会は総会に提出すべき予算・決算の審議等を行う。

(改定後) 第25条 役員会は運営委員会に諮る内容について審議する。

(改定前) 第28条 5. 学校行事（運動会など）の運営の補助を行う。

(改定後) 第28条 5. 学校行事の運営の補助を行う。